

穴栗市高齢者福祉計画
第 8 期穴栗市介護保険事業計画
＜素案＞

令和 2 年 9 月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の性格	2
3 計画の策定体制	4
4 介護保険制度改正の動向	6
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し	8
1 高齢者を取り巻く現状	8
2 保健福祉圏域の現状	11
3 高齢者の人口の推計	14
第3章 計画の基本方針	16
1 基本理念	16
2 基本目標	17
3 施策の体系	20
第4章 施策の展開	21
基本目標1：地域包括ケアシステムの充実	21
基本目標2：個々の高齢者の状態に配慮した生活支援・介護予防の推進	30
基本目標3：生きがいを持って安心・安全に暮らせる環境づくり	33
基本目標4：介護保険制度の適正・円滑な運営	35
第5章 介護保険サービス事業費の見込みと介護保険料	55
第6章 計画の推進体制	55
1 計画の推進管理	55
2 庁内における連携体制	55
3 地域住民・関係機関・団体やサービス事業者、県等との連携	55
4 計画の周知・啓発	55

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年に介護保険制度が創設され、サービスの充実が図られてきました。創設から20年経った令和2年現在、介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超えて550万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展を続けています。

今後、日本の総人口が減少に転じるなか、高齢者人口は今後も増加し、高齢化は進展していくと見込まれます。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保と、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の充実が求められています。令和7年の先を展望すると、全国ではいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれていますが、宍粟市においては、それより早い令和3年（2021年）には高齢者人口がピークを迎える推計となっています。今後は、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が増加・多様化することが想定されますが、現役世代の減少が顕著と見込まれるなかでは、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要となります。

また、地域共生社会の実現をめざして、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人の創設など、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われています。今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要です。

市町村の介護保険事業計画は、第6期（平成27年度～29年度）計画以降、「地域包括ケア計画」としても位置づけられ、令和7年までを見据えた地域包括ケアシステムの構築がめざすこととされてきました。本市においても、誰もが住み慣れた地域で最後までその人らしく暮らせる地域社会づくりを目指し、医療・介護・予防・住まい・生活支援等を一体的に提供する取り組みを進めてきました。

本計画では、「地域共生社会」の考え方も踏まえ、継続して地域包括ケアシステムの充実を進めるとともに、現役世代がさらに急減することが見込まれている令和22年（2040年）も念頭に置き、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに向け、策定するものです。

2 計画の性格

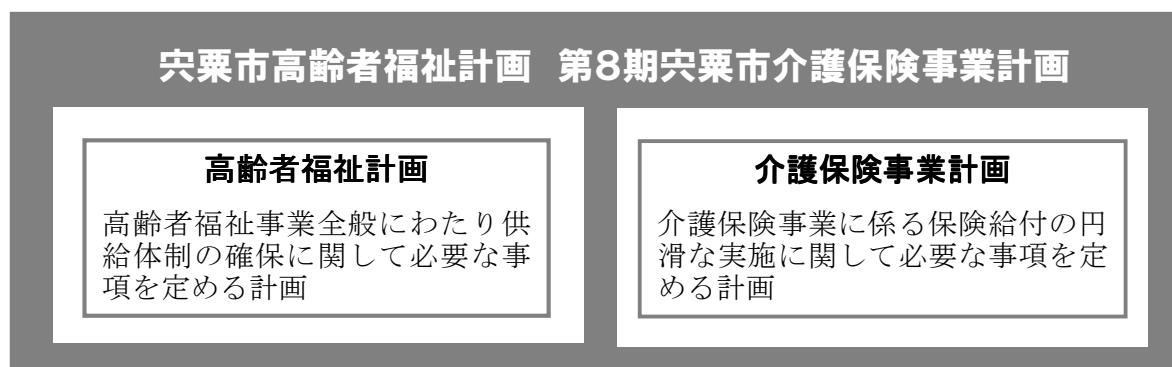
(1) 計画の位置づけ

①法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく市町村老人福祉計画です。

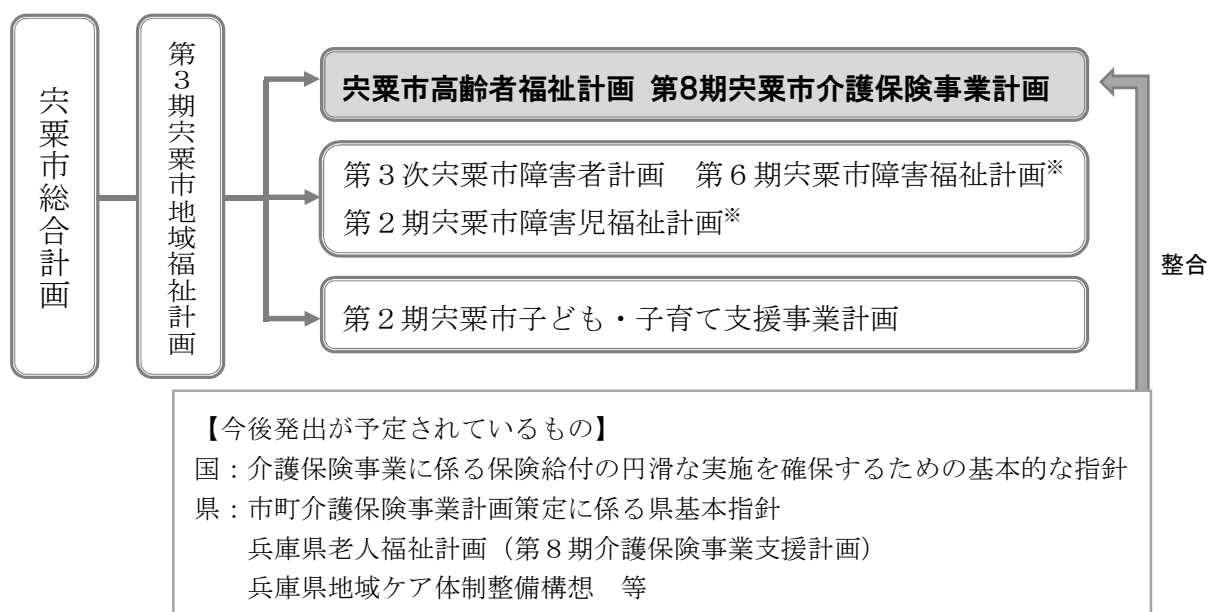
また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく市町村介護保険事業計画です。

■高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係



②他計画との関係

本計画は、「穴粟市総合計画」の高齢者施策の部門別計画として、また「第 3 期穴粟市地域福祉計画」「第 2 期穴粟市子ども・子育て支援事業計画」等の関連する計画との整合を図り策定するものです。（※：第 6 期穴粟市障害福祉計画、第 2 期穴粟市障害児福祉計画は今年度策定予定です。）



(2) 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間で1期とする計画です。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第7期計画											
		見直し	第8期計画(本計画)								
					見直し	第9期計画					
								見直し	第10期計画		

3 計画の策定体制

(1) 学識経験者、市民等による策定体制

※本計画は、被保険者、保健、医療及び福祉関係者等で構成する宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会において、審議を重ねていきます。

(2) アンケート調査の実施

計画を策定するにあたり、今後の介護保険事業、高齢者保健福祉施策を推進していくために、アンケート調査により高齢者の生活実態や介護保険サービスの利用意向等についての現状をうかがい、今後のニーズ等を把握しました。

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象者	宍粟市に居住し、要介護認定を受けていない65歳以上の人 (一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援認定者)	宍粟市に居住し、在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている人のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた人
調査時期	令和元年11月27日～12月27日	
調査方法	無記名式(アンケート調査票に一意的番号を印字し、調査票と標本名簿とを照合可能とする)で、郵送配布・郵送回収	

■回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,800	1,972	70.4%
在宅介護実態調査	1,000	656	65.6%

(3) 団体への調査の実施

計画を策定するにあたり、高齢者施策に関係する団体に、活動上の問題点、地域からの声をうかがうために、令和2年5月に団体への記述式の調査を実施しました。

■対象団体

- ・社会福祉協議会(生活支援コーディネーターの活動を含む)
- ・老人クラブ連合会
- ・ボランティア連絡会
- ・民生委員・児童委員協議会連合会(圏域ごと)
- ・連合自治会(圏域ごと)

■調査項目

①基本情報		・活動分野、活動地域の範囲、主な活動場所
②活動内容について	概要と課題	・活動の概要と課題、現在の対策等
	方向性	・実施事業や新規取り組みについての今後の方向性・国が示す取り組み内容の実施の可能性・方向性
③高齢者の現状と課題		・高齢者を取り巻く現状と、解決が必要と考えられる課題について、活動メンバーや高齢者、介護者等からお聞きする声としてどういったものがあるか
④今後の施策の方向	協力事項	・他団体と協力できることや連携方策
	依頼事項	・行政に依頼したり協力したいこと

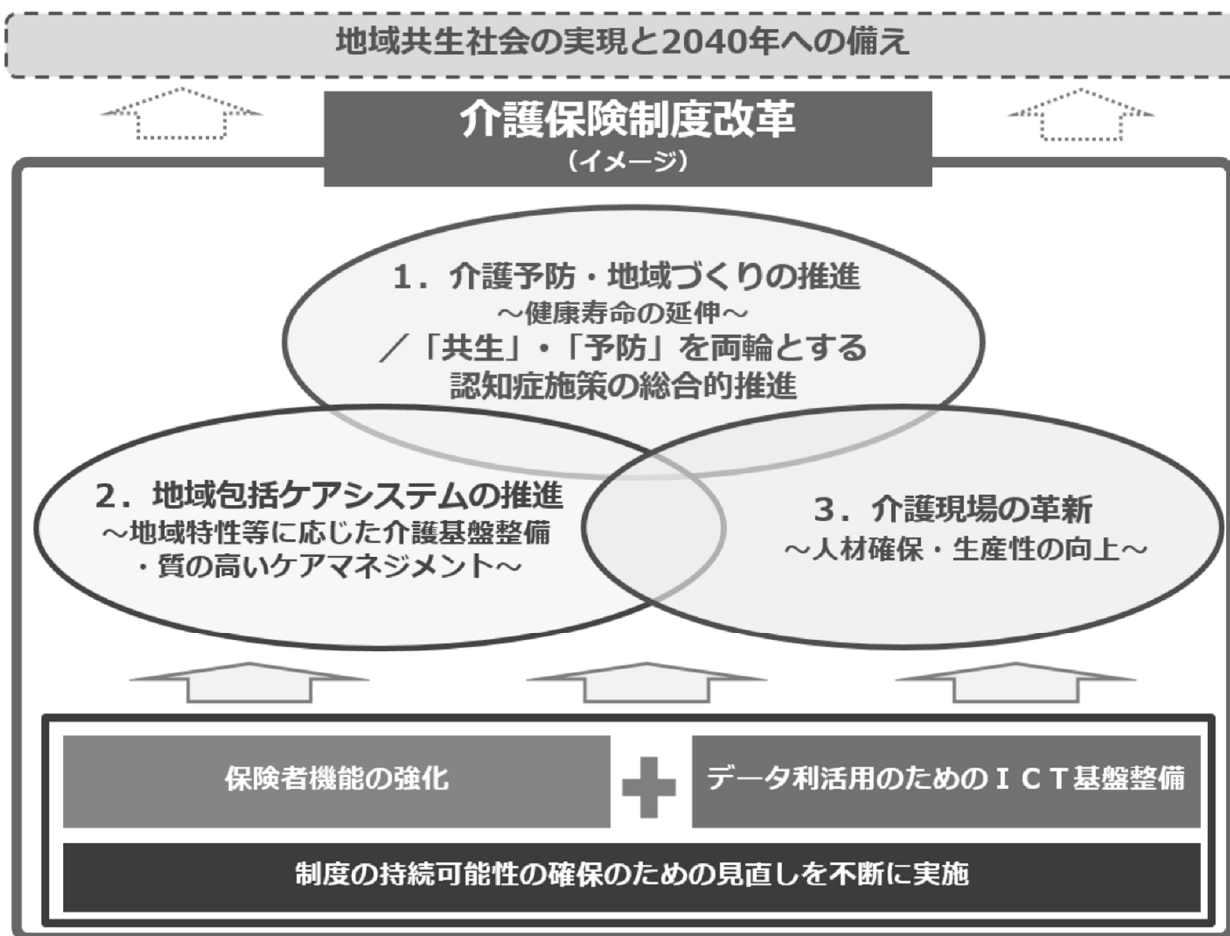
（４）パブリックコメントの実施

※計画策定に当たり、広く市民からご意見をうかがうためにパブリックコメントを実施し、実施概要を記載します。

4 介護保険制度改革の動向

第8期介護保険事業計画では、国から示された制度改革の内容や方針等を踏まえて施策を推進します。現在、国では介護保険制度見直しの議論が進んでおり、令和2年度中に改正の見込みです。

■介護保険制度見直しに関する意見の全体像（令和元年12月）



■介護保険制度見直しに関する意見（令和元年 12 月）

【改革のめざす方向】

○地域共生社会の実現と 2040 年への備え

- ・地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくり
- ・介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代担い手減少への対応

【改革の 3 つの柱】※ 3 つの柱は相互に重なり合い、関わり合う

1 介護予防・地域づくりの推進～健康寿命の延伸～

「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進

- ・通いの場の拡充等による介護予防の推進
- ・地域支援事業等を活用した地域づくりの推進
- ・認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の総合的推進 等

2 地域包括ケアシステムの推進～地域特性等に応じた介護基盤整備・質の高いケアマネジメント～

- ・地域特性等に応じた介護サービス基盤整備
- ・質の高いケアマネジメントに向けた環境整備
- ・医療介護連携の推進 等

3 介護現場の革新～人材確保・生産性の向上～

- ・新規人材の確保、離職防止等の総合的人材確保対策
- ・高齢者の地域や介護現場での活躍促進
- ・介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICT の活用の推進 等

【3 つの柱を下支えする改革】

○保険者機能の強化

○データ利活用のための ICT 基盤整備

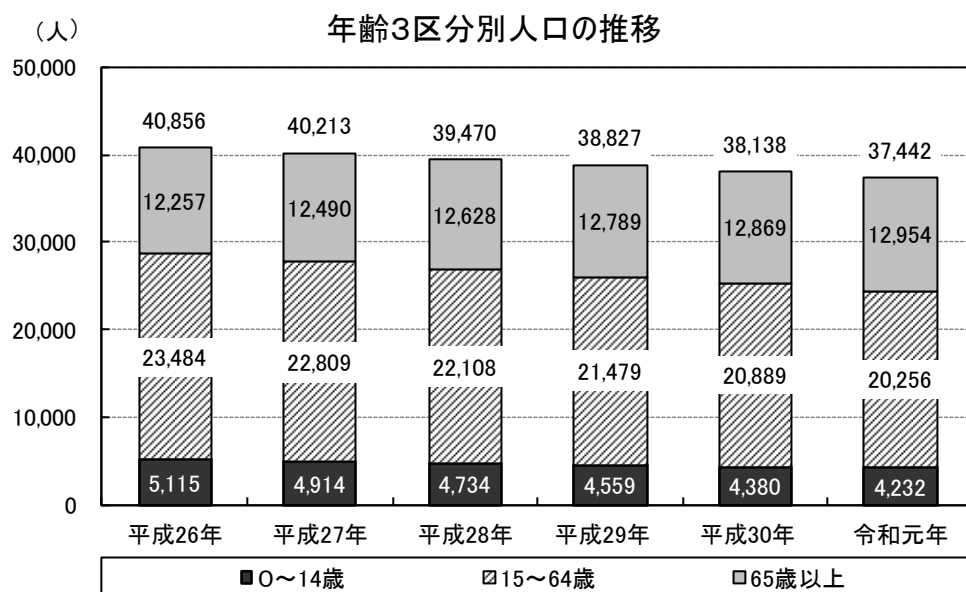
○制度の持続可能性の確保のための見直し

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し

1 高齢者を取り巻く現状

(1) 総人口の推移

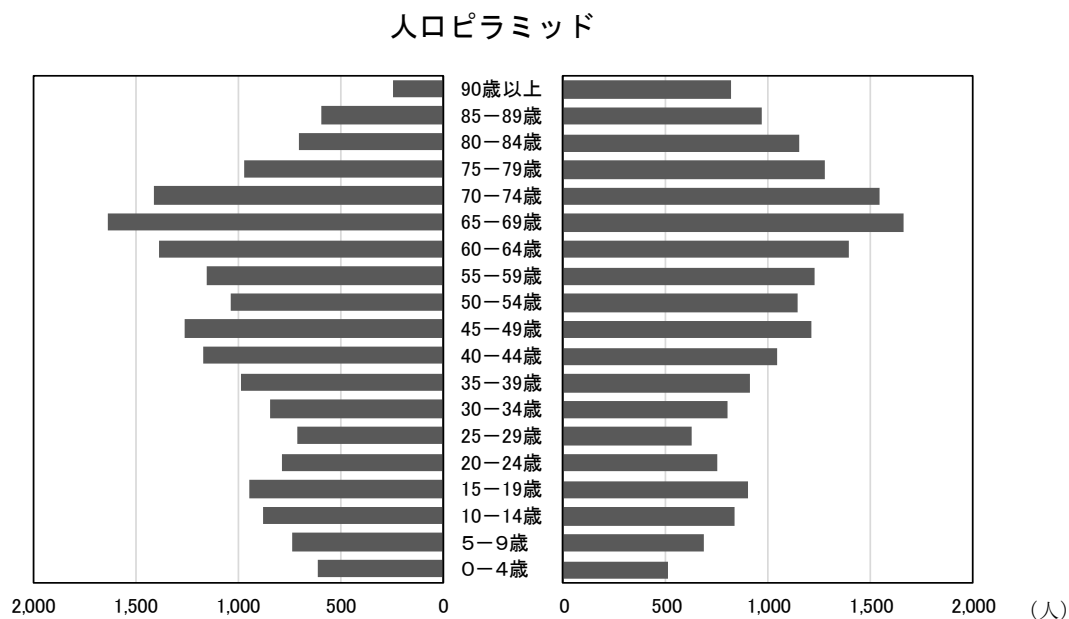
総人口は、平成26年から令和元年の間でみると、年々減少しています。一方で65歳以上の人口は、年々増加しています。



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

(2) 人口ピラミッド

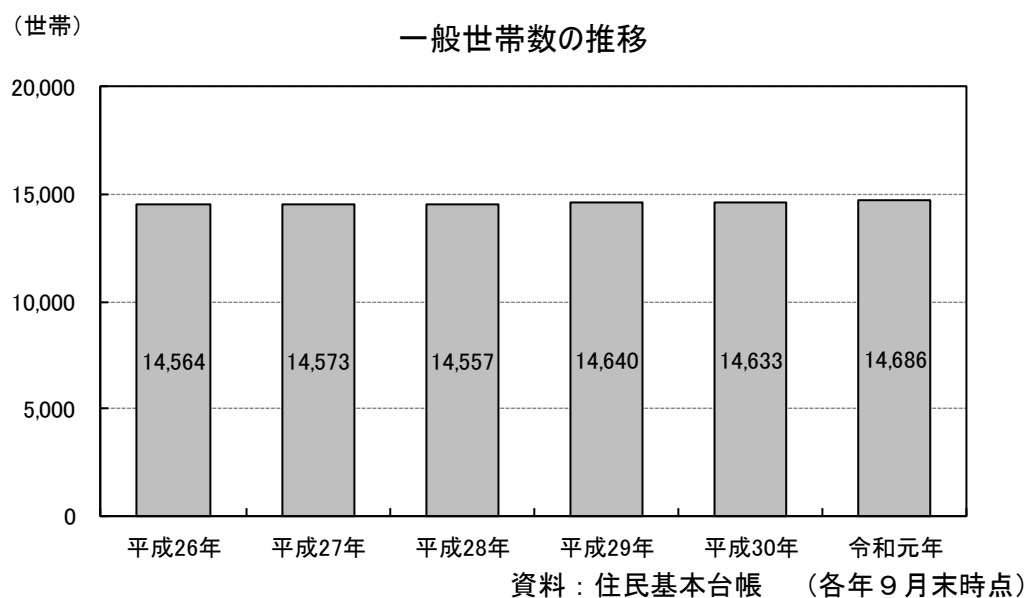
令和元年における年齢5歳区切りでの人口ピラミッドをみると、男女ともに、「65～69歳」が最も多くなっています。若年者が少なく、中・高年者の多い人口構成となっています。



資料：住民基本台帳（令和元年9月30日現在）

(3) 世帯数の推移

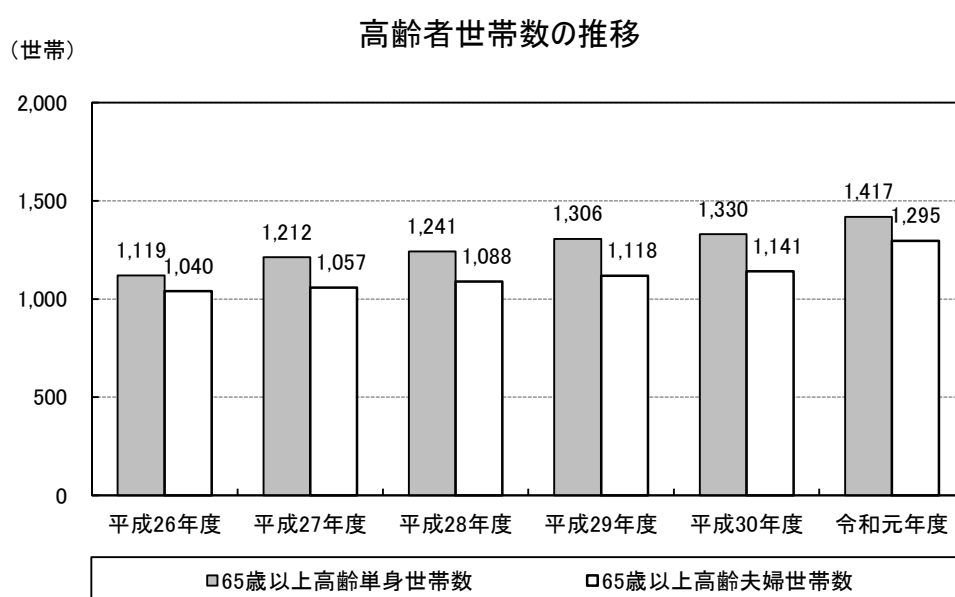
一般世帯数は、平成26年から令和元年の間、増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。



(4) 高齢者世帯数の推移

65歳以上高齢単身世帯数は、年々増加しています。令和元年度には1,417世帯となっています。

同じく65歳以上高齢夫婦世帯数も、年々増加しています。令和元年度には1,295世帯となっています。

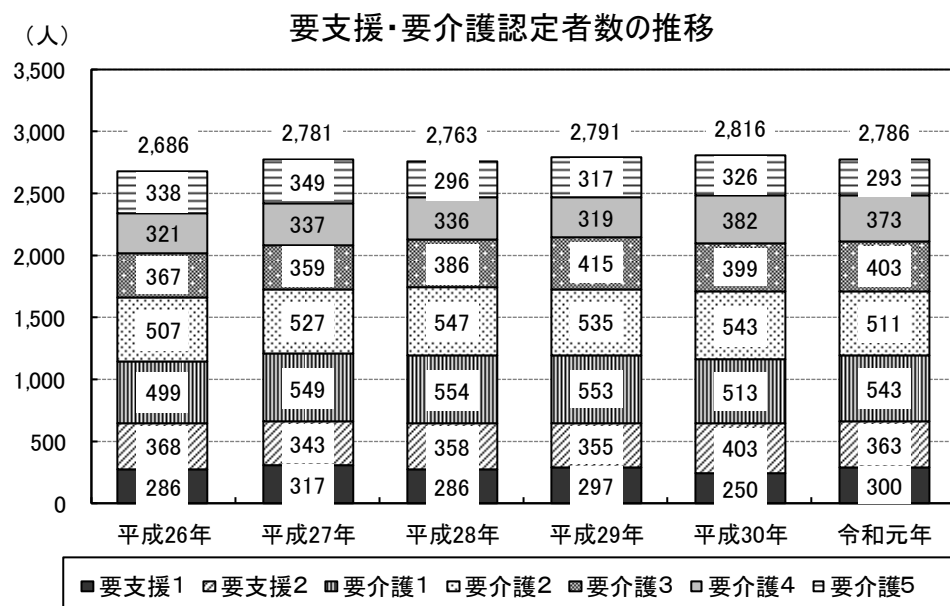


(5) 要支援・要介護認定者の状況

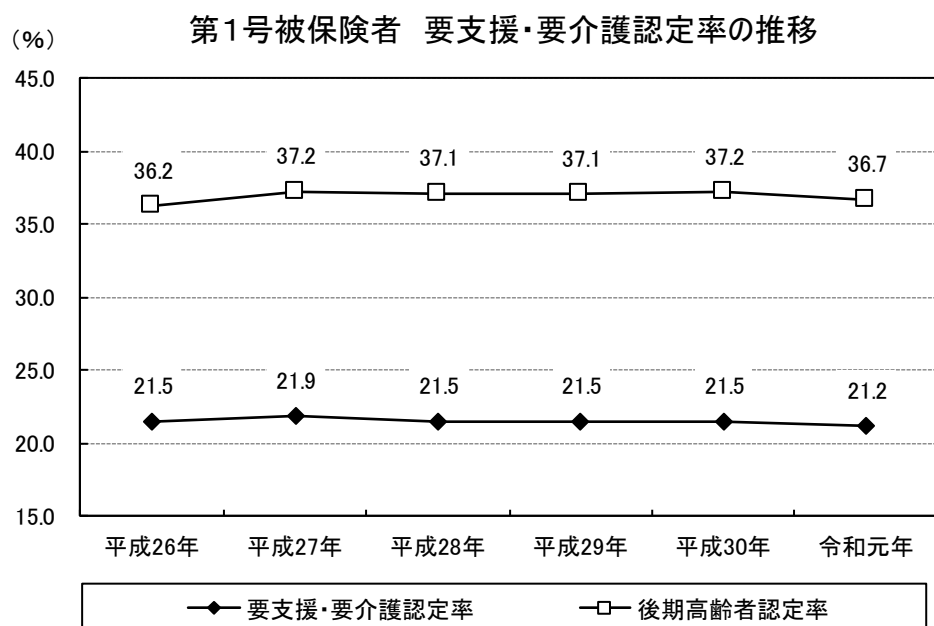
要支援・要介護認定者数は、平成 26 年から令和元年の間に 100 人増加しています。

要支援・要介護認定率は、平成 26 年からほぼ横ばいで推移しています。一方、後期高齢者認定率も平成 26 年からほぼ横ばいで推移し、令和元年には 21.2%となっています。

平成 29 年度から始まった介護予防・日常生活支援総合事業の対象者数は、増加傾向にあります。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年 9 月月報）



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年 9 月月報）

介護予防・日常生活支援総合事業対象者数の推移 (人)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
事業対象者数	244	289	308

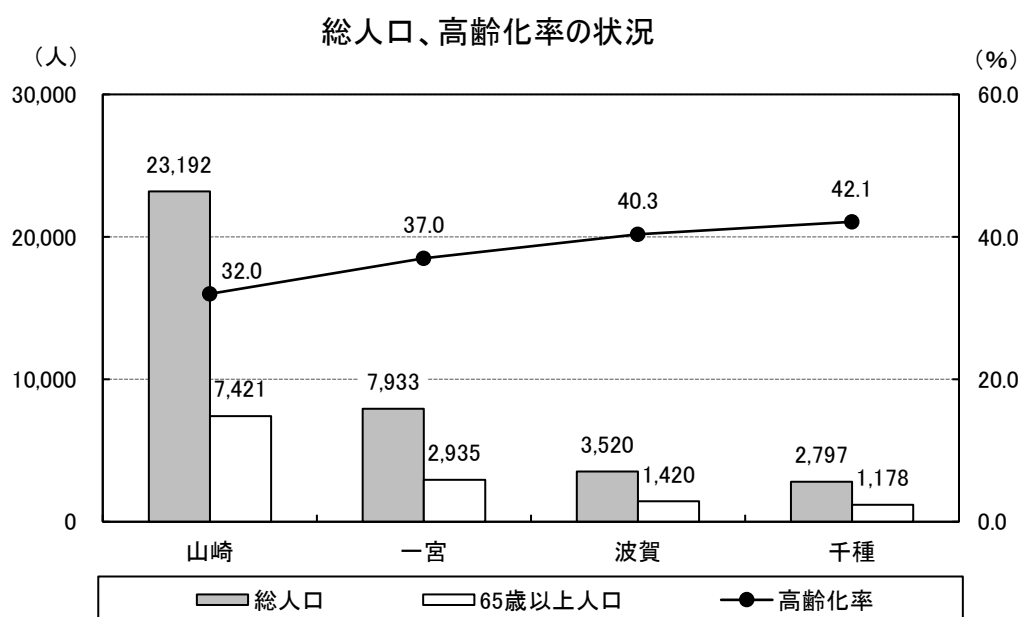
資料：糸粟市介護保険システム（各年 9 月）

2 保健福祉圏域の現状

保健福祉圏域は、第6期穴栗市介護保険事業計画で定めた、「山崎」「一宮」「波賀」「千種」の4圏域と設定します。

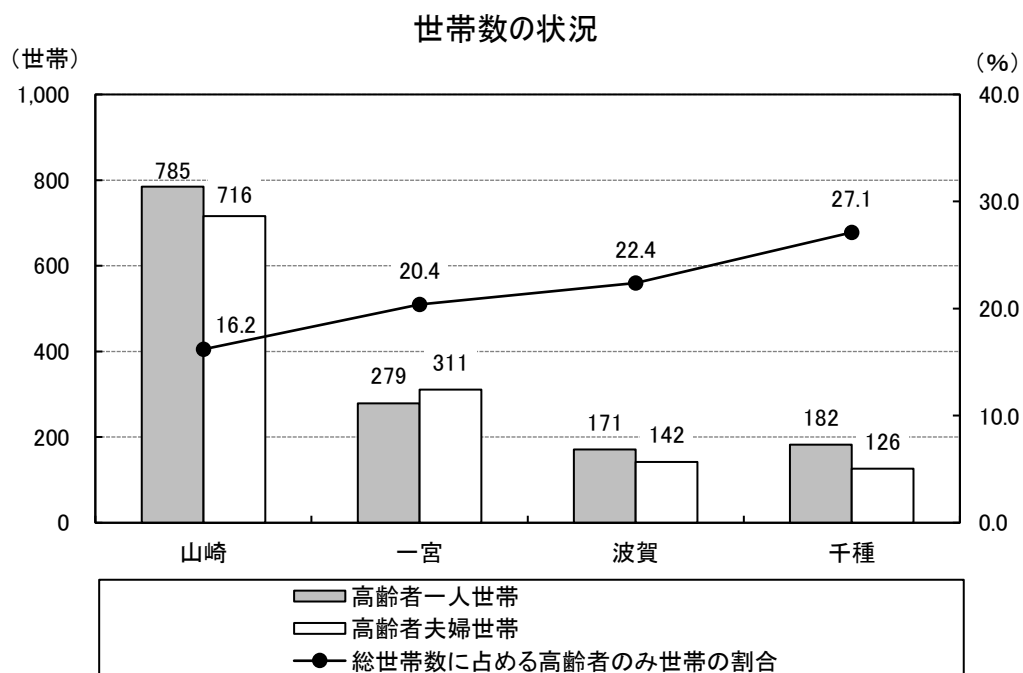
(1) 総人口、高齢化率の状況

総人口は、山崎圏域が最も多く、千種圏域が最も少なくなっています。高齢化率は、すべての圏域において3割を超えており、特に波賀圏域、千種圏域では4割を超えています。



(2) 世帯数の状況

総世帯数に占める高齢者のみ世帯の割合は、山崎圏域以外は2割を超えています。

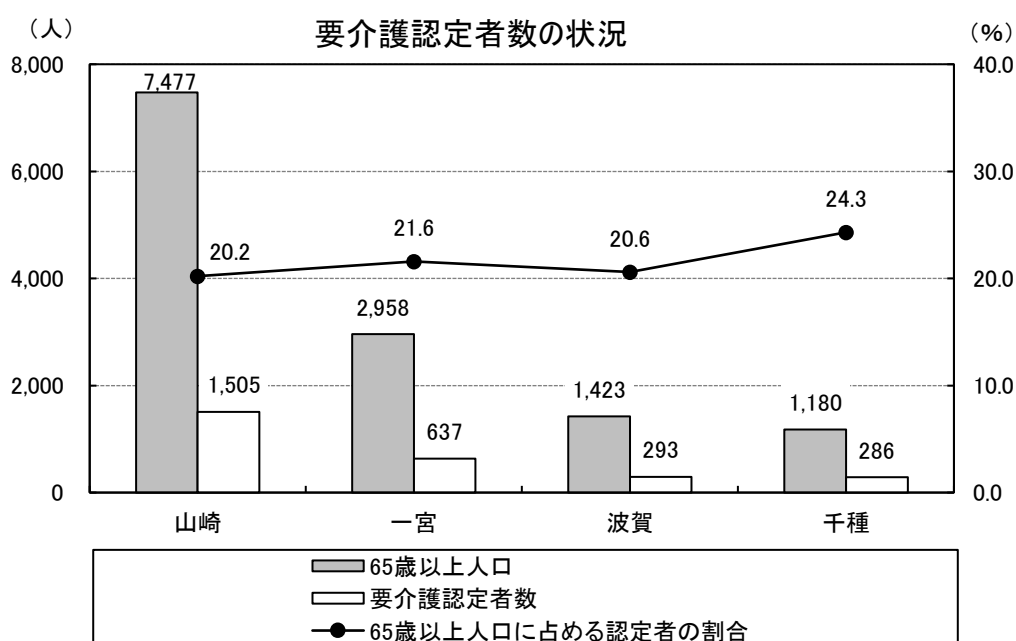


資料：世帯数は住民基本台帳、高齢者一人世帯・高齢者夫婦世帯は高齢者実態把握事業（令和2年3月末時点）

(3) 要介護認定者数の状況

要介護認定者数は山崎圏域で1,500人を超えて最も多くなっています。

また、65歳以上人口に占める要介護認定者の割合は、千種圏域が24.3%で最も高く、次いで一宮圏域で21.6%、波賀圏域は20.6%、山崎圏域で20.2%となっています。



資料：高年福祉課（令和2年3月末時点）

(4) 介護サービス事業所一覧

現在、市内にある介護サービス事業所の内訳は、以下の通りです。

■在宅サービス

		山崎	一宮	波賀	千種	計
訪問介護	事業所数	6	1	1	—	8
訪問入浴介護	事業所数	—	1	—	—	1
訪問看護	事業所数	4	—	1	—	5
通所介護	事業所数	8	2	1	—	11
	定員数	227	60	35	—	322
地域密着型通所介護	事業所数	9	2	1	2	14
	定員数	129	22	10	33	194
通所リハビリテーション	事業所数	3	—	1	1	5
	定員数	76	—	40	10	126
短期入所生活介護	事業所数	3	1	1	1	6
	定員数	50	20	10	12	92
短期入所療養介護 (老健)	事業所数	—	—	1	—	1
	定員数	—	—	空床利用	—	空床利用
福祉用具	事業所数	2	—	—	—	2
認知症対応型通所 介護	事業所数	1	1	—	—	2
	定員数	10	6	—	—	16
小規模多機能型 居宅介護	事業所数	2	—	—	—	2
	定員数	53	—	—	—	53
定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	事業所数	1	—	—	—	1
居宅介護支援	事業所数	15	2	3	1	21

※令和2年7月初旬時点

■施設・居住系サービス

		山崎	一宮	波賀	千種	計
認知症対応型共同 生活介護	事業所数	2	1	1	—	4
	定員数	36	18	18	—	72
介護老人福祉施設	事業所数	3	1	1	1	6
	定員数	200	70	60	60	390
介護老人保健施設	事業所数	—	—	1	—	1
	定員数	—	—	90	—	90

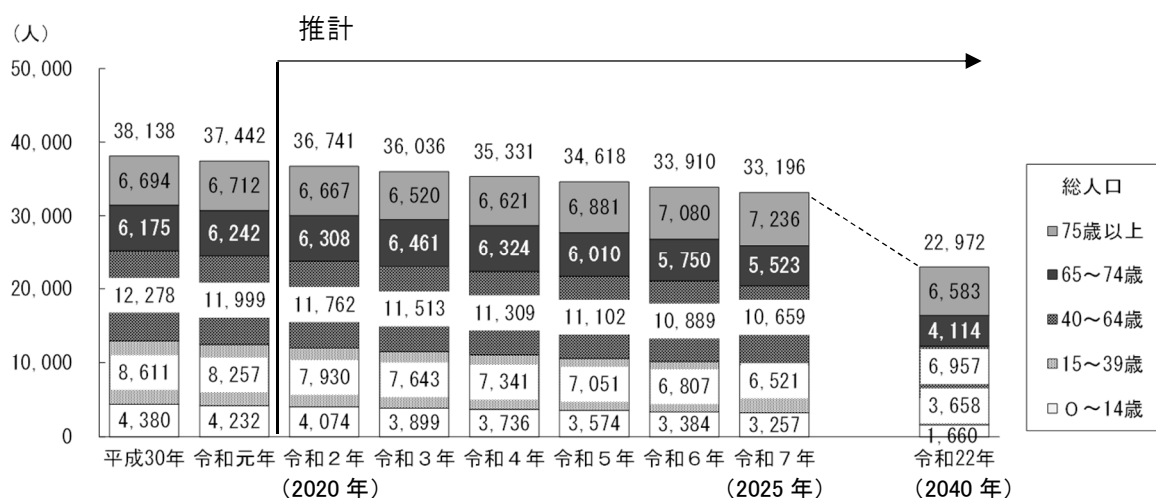
※令和2年7月初旬時点

3 高齢者の人口の推計

(1) 将来人口の推計

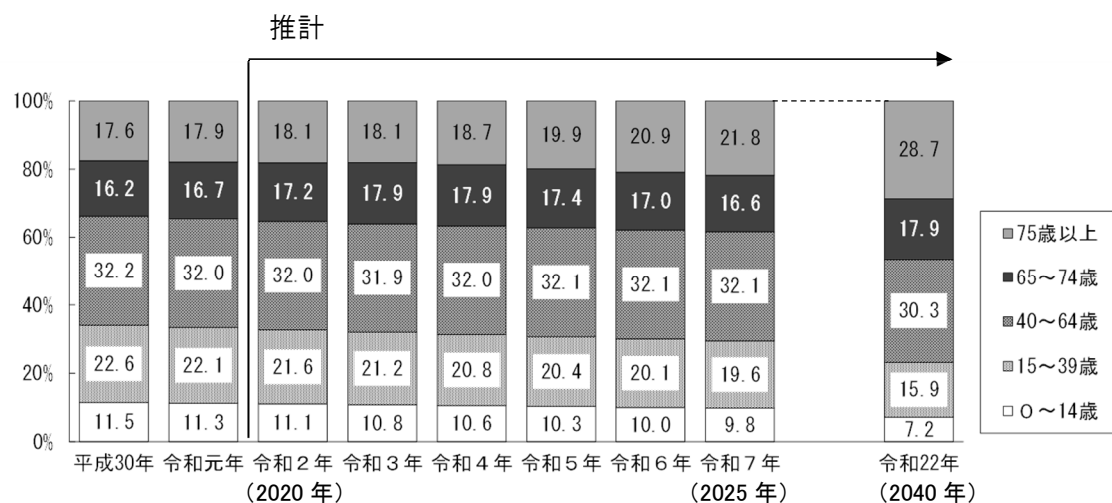
本市の将来人口の推計をみると減少傾向となっており、令和22年の総人口は22,972人になることが予測されます。一方、75歳以上の割合は増加していき、令和22年には28.7%になることが予測されます。

総人口の推計 年齢5区分



※推計はコーホート変化率法によるもので、平成29年から令和元年の住民基本台帳の男女別・各歳人口（各年9月末現在）推移に基づきます。コーホート変化率法は、同時期に生まれた集団（コーホート）の一定期間における人口の変化率が、将来にわたって維持されると仮定して将来人口を推計します。

総人口の推計 年齢5区分割合

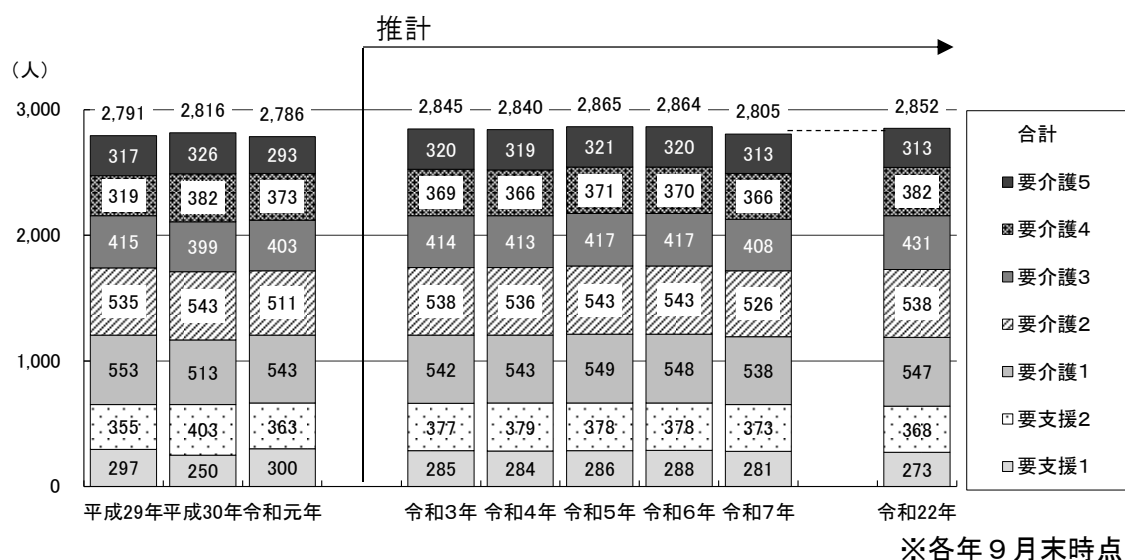


※端数処理により合計が100.0%にならない場合があります。

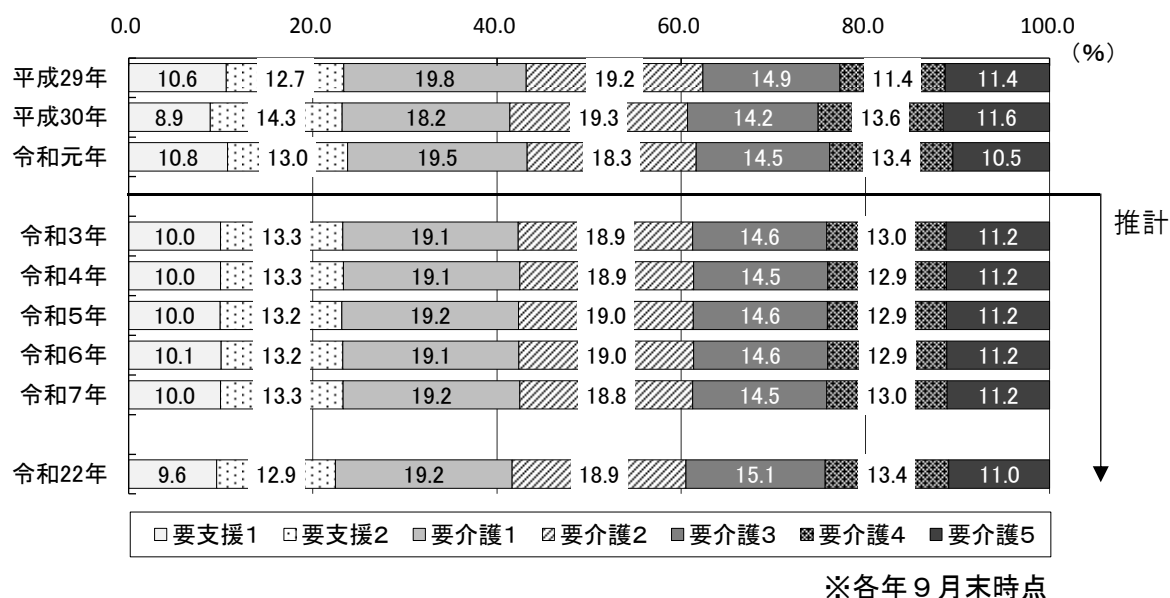
（２）介護度別の要介護（要支援）認定者数の推計

要介護（要支援）認定者数の推計をみると、令和５年まで 2,800 人台での推移が見込まれ、令和 22 年には合計で 2,852 人と令和元年よりも増加することが予測されます。

要介護（要支援）認定者数の推計



要介護（要支援）認定者数の推計 割合



第3章 計画の基本方針

1 基本理念

基 本 理 念

→下記の案を素にしながら推進委員会での協議の上、高齢者施策における、今後めざすまちの姿を表現した内容とします。

※参考

- ・ 現行計画は、「高齢者が地域で生きがいをもち、安心して暮らせるまち」
- ・ 関連計画である第3期地域福祉計画の基本理念は、「つながりを みんなでつくる 宍粟のふくし」

案1：「高齢者が地域で生きがいをもち、安心して暮らせるまち」（第7期の継承）

→国の方針で2025（令和7）年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとなっているため、その理念を継承して、地域包括支援センター等のこれまでの取り組みをさらに推進していくイメージ。

案2：「つながりがあり、生きがいをもって、安全・安心な暮らしができるまち」

→地域包括支援センターや地域福祉活動の取り組みを含めた地域福祉の推進、また、防災や防犯など安全や安心を確保するための取り組みの充実により、生きがいをもって暮らせるまちのイメージ。

2 基本目標

基本理念を実現するための4つの基本目標を設定します。

基本目標 1 地域包括ケアシステムの充実

- 地域の支え合い、助け合いの体制づくりとして地域包括ケア体制を充実させます。
- 多職種で構成される地域ケア会議を充実させます。
- 医療と介護の連携を図ります。
- 認知症高齢者、その家族への支援を充実させます。
- 多様な社会資源を活用し、見守りネットワークを構築します。

基本目標 2 個々の高齢者の状態に配慮した生活支援・介護予防の推進

- 高齢者の状況や多様なニーズに応じた包括的・継続的な生活支援・介護予防サービスの提供体制を充実させます。
- サービスの提供にあたっては、関係機関、地区組織、ボランティアなどと連携し、円滑なサービス提供をめざします。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実を進めます。

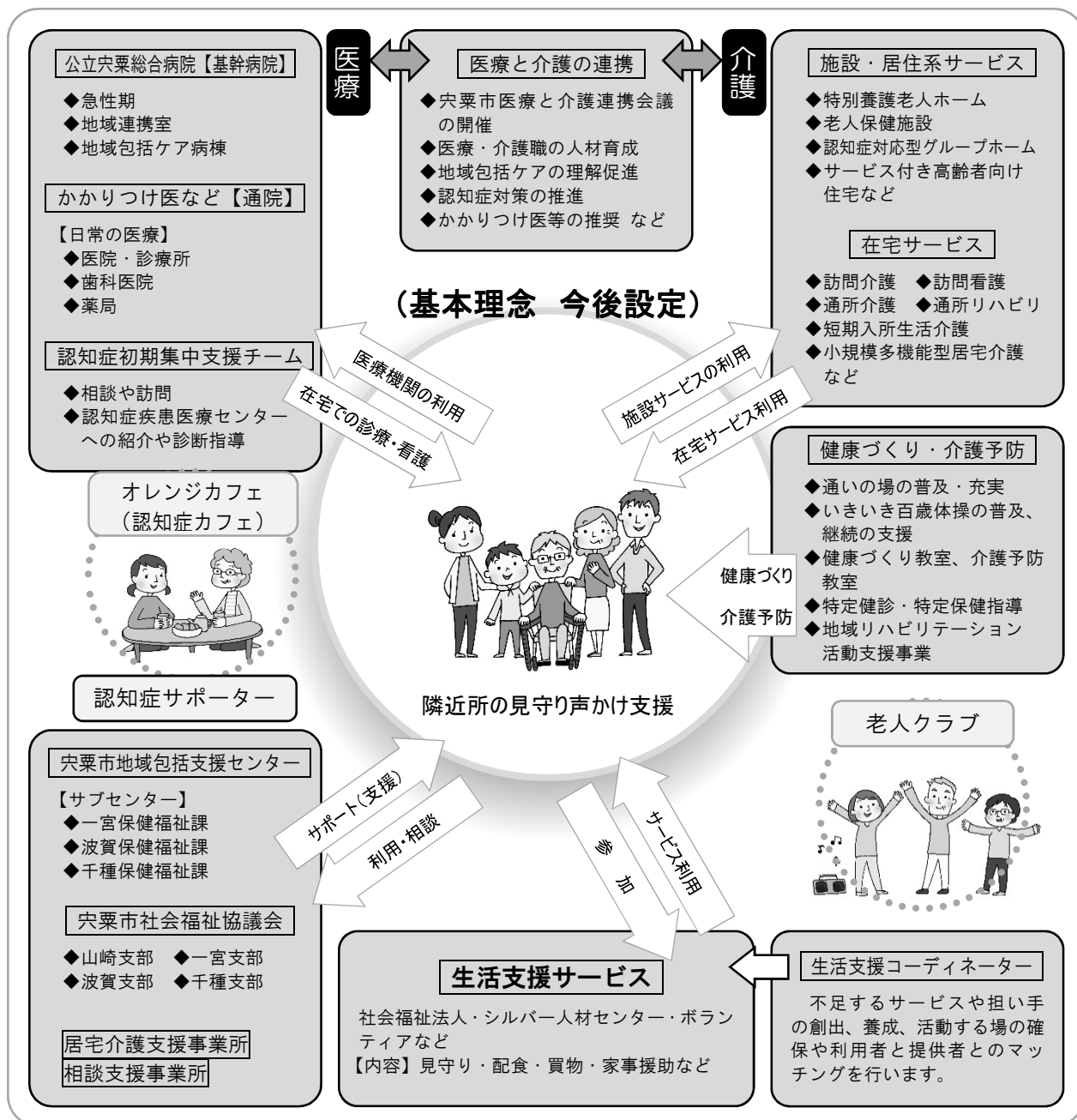
基本目標 3 生きがいを持って安心・安全に暮らせる環境づくり

- 一人ひとりの生きがいづくりや社会参加のきっかけづくりを進めます。
- 高齢者が知識や経験を活かしながら、社会参加できる環境をつくれます。
- 高齢者の生活を支えるため、防災・防犯体制や住まいの相談体制の充実、移動手段の確保・充実を図ります。

基本目標 4 介護保険制度の適正・円滑な運営

- 介護保険に関する情報・相談体制の充実、介護人材の確保に努めます。
- 住み慣れた地域で生活できるよう、在宅サービスの円滑な提供に努めます。
- 介護サービスの資質向上、介護保険の信頼性を高めるため、介護給付の適正化を推進します。

■ 宍粟市がめざす地域包括ケアシステム イメージ（令和2年度版）



■ 宍粟市地域包括ケアシステムがめざす 2025 年の将来像

- 住民が住み慣れた地域で安心して、つながりをもちながら生活できる。
- 高齢化や疾患によって生活のしづらさが生じたときは、家族や近隣、ボランティアなどの支援を受けることができる。
- 医療や介護が必要となった場合には、切れ目のない医療・介護サービスを個々に応じて受けることができる。
- 個人の尊厳や財産を守ることが保障されている。
- 本人や家族が希望する場所での看取りができる。

3 施策の体系

■基本理念

※今後設定

■基本目標

基本目標1 地域包括ケアシステムの 充実	(1)相談体制・情報提供の充実
	(2)地域包括支援センター事業の推進
	(3)在宅医療・介護連携の推進
	(4)地域ケア会議の推進
	(5)認知症施策の推進
	(6)家族介護への支援
	(7)権利擁護施策の推進
	(8)高齢者の地域での見守りの推進
基本目標2 個々の高齢者の状態に配慮 した生活支援・介護予防の 推進	(1)生活支援・介護予防サービスの充実
	(2)健康づくり・疾病予防の推進
	(3)介護予防の総合的な推進
基本目標3 生きがいを持って安心・安全 に暮らせる環境づくり	(1)生きがいづくりの推進
	(2)社会参加の促進
	(3)就労支援の促進
	(4)安心・安全で暮らしやすい環境づくり
基本目標4 介護保険制度の適正・円滑 な運営	(1)在宅サービスの推進
	(2)施設・居住系サービスの推進
	(3)着実なリハビリテーションサービス提供体制の構築
	(4)その他介護保険サービスを利用しやすくするための方策
	(5)介護給付適正化事業の推進(市町村給付費適正化計画)
	(6)介護人材確保の推進
	(7)介護サービスの情報公開
	(8)共生型サービスの検討

第4章 施策の展開

基本目標1：地域包括ケアシステムの充実

(1) 相談体制・情報提供の充実

取り組みの方向

- 各種サービスや相談窓口の情報などがいつでも入手できるよう、広報誌やしそチャンネル、市のホームページをはじめ様々な手段や機会による情報提供を図ります。
- 子ども・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向け、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制を進めます。

主な取り組み

No.	取り組み	内 容
1	情報提供の充実と相談窓口の周知	●保健福祉サービスガイドブックや広報誌、リーフレット、しそチャンネル、市のホームページなど多様な媒体による情報発信を行い、多くの住民にサービスを利用してもらえるよう努めます。 ●住民にとって身近で利用しやすい場所となるよう、リーフレットやホームページ等を活用し、情報提供や相談窓口の周知を行います。
2	啓発活動等の充実	●健康相談や健康教育、いきいき百歳体操の機会を活用し、介護保険制度の仕組みやサービス等について啓発することで、介護に困っている方が必要な時に必要な支援を受けれるように周知を行います。
3	相談体制の強化	●多重問題世帯や処遇困難事例、権利擁護等の多様な相談や幅広い分野の相談に対応できるよう、相談対応職員への研修、勉強会等を通じて、スキルが上がるとともに、関係機関と連携が十分取れるような相談体制の強化を図ります。 ●地域包括支援センター関係職員間での事例検討を通して、適切な相談対応ができるよう、専門職としてのスキルアップを図ります。
4	関係機関との連携	●福祉に関する相談をワンストップで受け付け、相談内容により介護サービス事業者、民生委員・児童委員等多職種の関係機関ネットワーク強化を進め、住民が相談しやすい環境を整えます。 ●関係機関との協働や行政内部の横断的な連携による包括的支援体制づくりを強化し、障害サービスと介護保険サービス利用者に関する情報の共有、保健事業と介護予防の一体的実施を進めます。 ●各関係機関との連携を強化するため、相互の情報交換を行うための研修や勉強会、連絡会、事例検討等を開催します。

目標とする指標

指 標	現状値 (令和2年度見込み)	目標値 (令和5年度)
関係機関との連携を目的とした研修会及び連絡会の開催回数	60 回	60 回

(2) 地域包括支援センター事業の推進

取り組みの方向

- 地域包括支援センターを地域の拠点として親しまれるよう、人員体制の整備や運営方法の整備を進めるとともに、市民に対しての一層の周知に努めます。
- サブセンターとの連携を図りながら身近な相談窓口として迅速な対応に努めます。

主な取り組み

No.	取り組み	内 容
1	専門職の適正配置	●地域包括ケアシステムの構築を推進するため、高齢者人口の動向に応じて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の適正な人員配置に努めます。
2	地域包括支援センターの効果的な運営	●地域包括支援センターやサブセンターの機能を強化し、市内全域へ適正で公平なサービスが届くよう努めます。 ●サブセンターとの連携を図り、より効果的な地域包括支援センターの運営体制を整備します。
3	新たな職種の配置	●地域包括支援センターの業務拡大に伴い、認知症地域支援推進員、1 層の生活支援コーディネーター、ケアマネジャー、高齢者実態把握調査員、事務職を配置しています。今後も業務内容や業務量等をみながら、専門職の配置を検討します。
4	地域包括支援センターの運営方針と業務の評価	●宍粟市地域包括支援センター運営協議会において、運営方法や業務評価を行います。引き続き運営方針に基づき、地域包括支援センターの業務評価を行い、適正な運営を行います。
5	地域包括支援センターの周知	●市の広報誌やホームページ、リーフレットなどを活用し、各種情報を提供します。 ●地域の組織と連携し、市民の身近な相談窓口として定着化を図るため、地域包括支援センターの活動に関する情報を積極的に提供します。

目標とする指標

指 標	現状値 (令和2年度見込み)	目標値 (令和5年度)
地域包括支援センターの機能強化を目的とした会議等の開催回数	3 回	3 回

(3) 在宅医療・介護連携の推進

取り組みの方向

- 高齢者が在宅での生活を継続できるよう、医療と介護の連携に資する会議の実施や研修会の開催、情報提供の充実などに取り組むことにより、在宅医療・介護連携に関する関係者の連携を推進します。
- 高齢者が在宅療養生活を続けられるよう、市民に対して医療と介護の連携に関する情報提供の充実を図ります。

主な取り組み

No.	取り組み	内 容
1	地域の医療・介護の資源の把握	●保健福祉圏域別に作成された医療機関・介護サービス事業所のリスト・マップの更新や周知・共有を行います。 ●現在把握していないインフォーマルサービスの発掘を行い、リスト・マップ（しろう“地域の宝物”リスト）に追加します。
2	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	●地域包括ケアシステムを構築するために、医療と介護連携会議を開催し、情報交換の中で課題を明らかにし、課題解決に向けて関係機関の役割や支援の方向性を検討していきます。
3	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	●地域医療推進のために、地域医療をサポートする会や在宅生活と看取りを考える会の活動支援を行います。
4	医療・介護関係者の情報共有の支援	●Eメールやファックス、タブレット端末等を活用し、情報共有を図ります。 ●医療機関診療情報一覧を作成し、情報発信します。 ●地域連携パスの効果的な活用を促進します。
5	在宅医療・介護連携に関する相談支援	●引き続き保健福祉圏域での相談窓口の設置と周知を行います。
6	医療・介護関係者の研修	●在宅医療講座や歯科講演会、福祉に関する講座や講演会等を開催し、医療・介護関係者の資質向上に努めます。
7	地域住民への普及啓発	●老人クラブやいきいき百歳体操、健康大学等の機会に、かかりつけ医等の推奨や地域包括ケアの啓発に取り組みます。 ●健康講座や介護予防等について健康教育を開催し、地域住民の知識向上に取り組みます。
8	在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	●西播磨圏域健康福祉推進協議会へ参加し、在宅医療・介護連携の強化に努めます。

目標とする指標

指 標	現状値 (令和2年度見込み)	目標値 (令和5年度)
医療と介護連携に関する講座・研修会の開催回数	2回	2回
医療と介護連携に関する会議・連絡会の開催回数	3回	3回
医療介護サービス事業者情報の更新・周知	1回	1回

(4) 地域ケア会議の推進

取り組みの方向

- 地域ケア個別会議の実践を積み、地域ごとの課題の把握から地域資源開発、政策形成へとつなげていきます。
- 多職種の支援のもと自立支援サポート会議を実施し、生活機能向上に向けたケアマネジメントの支援をおこないます。
- 地域ケア推進会議において全市で取り組むべき課題や問題を把握し、課題解決へとつなげていきます。

主な取り組み

No.	取り組み	内 容
1	地域ケア個別会議の充実	●個別課題の解決や地域課題の抽出のため、地域ケア個別会議を継続して実施します。 ●年々複雑化する支援困難ケースに対し、何度も検討を重ねながら、問題解決へと導きます。
2	自立支援サポート会議の充実	●ケアマネジャーがケアマネジメントの質を向上させることによって高齢者の QOL を向上させる視点を持つことができるとともに、地域に不足する資源など地域課題の発見や解決策の検討を行います。
3	地域ケア推進会議の効果的な運営	●生活支援コーディネーターから収集した情報や、地域ケア個別会議・自立支援サポート会議等で出てきた地域課題を把握し、課題解決へとつなげていきます。
4	マニュアルの活用	●宍粟市版地域ケア会議のマニュアルを関係機関に周知し、個別ケースから地域の課題までの一連の流れを理解することで、多機関・多職種の方が多角的な視点から検討できるようにします。

目標とする指標

指 標	現状値 (令和2年度見込み)	目標値 (令和5年度)
地域ケア個別会議および自立支援サポート会議の開催	年 40 回	年 50 回
地域ケア推進会議の開催	年 2 回	年 2 回

(5) 認知症施策の推進

取り組みの方向

- 認知症に関する相談が気軽にできる体制整備を進めます。
- 認知症に対する正しい知識の普及啓発に向けて、幅広い年代の認知症サポーターを養成し、認知症に対する理解者が多い地域づくりを進めます。
- 認知症の予防に関する取り組みを推進するとともに、早期診断・早期対応に向けた支援体制の整備を進めます。
- 認知症の人と家族への支援の充実を図るため、認知症ケアに携わる様々な人の連携強化と資質の向上に努めます。
- 認知症カフェの充実や家族会の立ち上げなど、家族支援に重点的に取り組み、「認知症になっても、安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざします。
- 若年性認知症に関して、関係機関と連携をとりながら支援体制の整備をすすめます。

主な取り組み

No.	取り組み	内 容
1	認知症に関する知識及び様々な相談窓口の普及啓発	●健康大学での講座の実施や、通いの場等地域での講座、しそチャンネルの番組等で認知症に関する知識を周知します。 ●チラシ・広報誌や認知症に関する講演会等で、市内の相談窓口について周知をします。
2	認知症ケアネット（国：認知症ケアパス）の周知	●認知症の症状に応じ、いつ、どこで、どのようなサービスを利用できるかをまとめた「認知症ケアネット」について、チラシの作成や市ホームページへの掲載等を通して市民にわかりやすく周知します。
3	認知症サポーターの養成	●より幅広い年代を対象として、認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座が実施できるよう、講座の啓発及び講座内容の充実を図ります。 ●認知症サポーターが認知症の人やその家族を応援する活動へ協力者として参加するよう促します。
4	認知症予防教室の充実	●各地区で行っている健康教育や高齢者大学等で講演等を行い、認知症予防に関する知識の普及に努めます。 ●認知症予防につながる実践の場として、コグニサイズ教室を開催し、知識の普及と合わせるなど内容の充実を図ります。

No.	取り組み	内 容
5	認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの充実	●事前登録者の情報を活用し、地域ぐるみの日常の見守り体制、緊急時の体制の構築を図るとともに、ネットワークが活用されるよう普及啓発を進めます。 ●地域住民や関係者が認知症を正しく理解し、地域で見守る意識を持てるよう、高齢者声かけ模擬訓練を行います。
6	認知症の人及び家族介護者への支援	●現在 10 か所あるオレンジカフェ（認知症カフェ）の周知に努めるとともに、カフェ同士の連絡会を開催します。 ●認知症カフェ以外にも、認知症の人とその家族介護者同士が交流できる場づくりを進めます。
7	認知症介護に関わる人材への支援	●民間の介護サービス事業所職員の協力を得て、介護職員を対象とした研修を継続して実施するとともに、研修内容の充実を図ります。
8	認知症地域支援推進員の機能強化	●認知症地域支援推進員が中心となって関係機関との連携を図り、認知症関連事業の充実に取り組みます。 ●認知症初期集中支援チームと協働し、個々のスキルアップを図ることで個別ケースへの支援を充実させます。
9	認知症初期集中支援事業の充実	●「認知症初期集中支援チーム」を通して支援が必要な個々のケースの早期対応をめざし、会議を通じて関係機関と連携しながら実際の支援の充実を図ります。
10	若年性認知症支援体制の整備	●広報誌や市ホームページ等を活用し、地域包括支援センターと各サブセンターに設置している相談窓口の周知を行います。 ●認知症疾患医療センターと連携し、支援に向けてのシステム構築に取り組みます。

目標とする指標

指 標	現状値 (令和2年度見込み)	目標値 (令和5年度)
認知症サポーター養成講座の開催	20 講座	講座
認知症カフェの開設	10 か所	か所
介護職員等の研修会の開催	3 回	回

(6) 家族介護への支援

取り組みの方向

- 介護者が安心して介護を継続できるよう、介護者同士の集い（介護者の会など）の周知を図るとともに、会の設置・運営を支援します。
- 家族介護者等の介護に伴う身体的・精神的な負担の軽減を図るため、家族支援制度の周知を行います。

主な取り組み

No.	取り組み	内 容
1	介護者を支える場の充実と周知	●介護に関する様々な相談を地域包括支援センターへの来所や訪問による場で受け、相談を機に継続的な支援となるよう取り組みます。 ●介護者の交流事業や、社会福祉協議会が支援している介護者の集いの場等について、介護者への情報提供や参加勧奨を行います。 ●在宅介護者の会の運営支援を継続して行います。 ●介護者の負担感を軽減できるよう、介護者同士が悩み等を話せる場づくりを支援します。
2	家族支援制度の周知	●介護マークの交付、介護者支援制度の内容や支給要件等について広報誌への掲載や個別相談での紹介を通して周知を図ります。

(7) 権利擁護施策の推進

取り組みの方向

- 高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護に関する制度や各種事業についての周知と利用促進を図ります。
- 高齢者虐待防止体制の整備を推進します。
- 消費者被害の防止に向けた取り組みを推進します。

主な取り組み

No.	取り組み	内 容
1	権利擁護に関する啓発と利用支援	●講演会や広報紙、パンフレット等を活用し、成年後見制度について正しい理解の普及を図り、西播磨成年後見支援センターと連携を図りながら成年後見制度の利用支援を行います。
2	成年後見制度の利用促進	●西播磨圏域の各市町と成年後見支援センターが連携を図り、相談体制を整え成年後見制度の活用や利用支援を行います。
3	市民後見人候補者の養成	●西播磨成年後見支援センターと連携して養成講座を定期的に開催し、市民後見人候補者を養成します。

No.	取り組み	内 容
4	高齢者虐待防止の推進	●地域における虐待防止、早期発見・早期対応についての意識を高めるため、高齢者の虐待防止や発見時の通報窓口の普及啓発に努めます。 ●介護サービス事業者を対象に高齢者虐待防止に関する研修を継続して行います。
5	消費者被害の防止	●消費生活センターと連携し、地域の高齢者が集まる場に出向き、悪質商法の被害防止をテーマとした教室を開催します。

目標とする指標

指 標	現状値 (令和2年度見込み)	目標値 (令和5年度)
市民後見人バンク登録者数	10 人	人
権利擁護に関する啓発事業の実施回数	6 回	回

(8) 高齢者の地域での見守りの推進

取り組みの方向

- 地域における高齢者の身近な見守りネットワークの充実・強化に努め、行政と市民が協働して包括的ケアを推進できる体制整備を図ります。
- 災害時に支援が必要な人を避難させることができるよう、関係機関と連携し、名簿の更新や情報共有の仕組みの充実を図ります。
- 緊急通報システムの運営や救急医療情報キットの利用促進などにより、日常生活上の不安軽減に努めます。

主な取り組み

No.	取り組み	内 容
1	地域における見守りネットワークの構築	●身近な地域で高齢者を見守るため、自治会や民生委員・児童委員、老人クラブと連携し、地区組織による見守り体制を構築します。 ●協議体等の場を活用し、地域に応じた住民主体の見守りの仕組みづくりを支援します。
2	多様な社会資源を活用したネットワークの構築	●宍粟市高齢者地域支え合い活動事業への参加を民間事業者へ働きかけ、見守りネットワークのさらなる重層化を図ります。 ●連絡会において、加入事業者間の情報交換や課題の把握を行い、事業の充実を図ります。
3	配食サービスと一体的に進める見守りサービスの体制づくり	●配食サービス事業者の活動状況を把握し、見守り体制の拡充を図ります。

No.	取り組み	内 容
4	災害時要援護者支援対策の充実	●災害時に避難支援が必要な人に対し災害時要援護者名簿への登録を働きかけるとともに、定期的な名簿の更新を行います。 ●支援者、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員、社会福祉協議会、警察、消防署等と情報を共有し、連携した取り組みを広げます。 ●自主防災組織や居宅介護支援事業所等と連携しながら、災害時に1人も見逃さないように個別支援計画の作成や避難訓練を実施できるよう働きかけます。 ●「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」の締結を事業所等に働きかけます。 ●速やかに避難行動に移れるよう、介護事業所等で策定した災害に関する具体的計画の定期的な確認を行います。
5	緊急通報システムの利用促進	●民生委員・児童委員、介護支援専門員等関係機関と連携して、システム利用が必要な高齢者を把握し、利用を促します。
6	救急医療情報キットの活用促進	●高齢者実態把握調査員がひとり暮らし高齢者等の自宅に訪問し、救急医療情報キットの申請を促します。既に配布してある方には記載内容の更新を支援します。 ●民生委員・児童委員へ救急医療情報キットの周知を行い、民生委員・児童委員を介したキットの申請を促します。

基本目標 2：個々の高齢者の状態に配慮した生活支援・介護予防の推進

(1) 生活支援・介護予防サービスの充実

取り組みの方向

- 介護予防・日常生活支援総合事業において、住民主体による支援など多様なサービスの体制整備を進めます。
- 地域資源を活かしたサービスの創出、提供に取り組むとともに、地域のNPO、ボランティア、自治会などの多様な主体で構成される協議体を運用し、生活支援サービスの体制整備を進めます。
- 地区組織やボランティアをはじめ、新たなサービス提供の担い手を発掘・育成し、住民同士の支え合いの地域づくりを進めます。

主な取り組み

No.	取り組み	内 容
1	生活支援サービスの仕組みづくり	●見守りや買い物等住民主体による支援など多様なサービスの拡充を図ります。 ●地域の社会資源や地域資源を調査した冊子を作成し、地域と関係機関との間で資源を共有することにより、地域での高齢者の見守り活動や生活支援体制の構築を推進します。 ●地域における高齢者の支援活動を推進するための協議の場を設置し、多様な関係主体の定期的な情報共有及び連携・協働による地域づくりへの取り組みを推進します。 ●地域課題から事業化が必要とされる生活支援サービスについて、地域ケア推進会議において検討し、新たな生活支援サービスの構築をめざします。
2	新たなサービス提供の担い手となる人材育成	●定住自立圏での連携事業において、生活支援サポーターの講座を開催するなど、新たなサービスの担い手となる人材を育成します。

目標とする指標

指 標	現状値 (令和2年度見込み)	目標値 (令和5年度)
保健福祉圏域内での協議体の設置	7 か所	か所
生活支援サポーターの講座受講者数	5 人	人

(2) 健康づくり・疾病予防の推進

取り組みの方向

- 高齢者が生涯にわたり心身ともに健康で暮らすことができるよう、健康情報の提供や健康教室等の取り組みを推進し、健康寿命の延伸を図ります。
- 高齢者が身近な地域で日常的な医療を受けることができ、健康の相談等もできるかかりつけ医等についてのわかりやすい周知に努め、その普及・定着を図ります。
- フレイル予防に取り組み、高齢者の健康レベルの改善をめざします。

主な取り組み

No.	取り組み	内 容
1	健康情報の提供	●いきいき百歳体操時や老人会など高齢者が参加する集まりを通じて、健康障害の予防に関する情報提供を行い、疾病の予防や重度化防止を図ります。 ●広報誌やチラシ等を活用した情報提供のみならず、より関心を高めてもらえるよう、メディアやSNSなど多様な情報媒体からの情報を提供します。
2	健康教室や保健指導の充実	●ウォーキング教室等の健康教室を引き続き開催し、心身の健康づくりを支援し、人との交流を深めていきます。 ●特定健診、認知症予防健診、フレイル健診後に実施している個別健康相談を活用し、個別の保健指導を強化することにより、当事者の健康に対する意識を改善させ、疾病等の悪化防止に努めます。
3	かかりつけ医等制度の推奨	●かかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つ住民を増やすため、医療と介護連携会議で方策を協議・推進します。 ●かかりつけ医等の重要性を周知するために、いきいき百歳体操や老人会等でのパンフレットの配布、しそチャンネルでの紹介等で啓発します。
4	口腔ケアを通じた健康づくりの推進	●医療・介護サービスに関わる職種の人に対し、市歯科医師会の協力のもと、定期的に研修会を開催し、それぞれのサービス事業者で、口腔ケアを通じた疾患予防に取り組むための支援を強化します。 ●健康教室や老人会等を活用して情報を提供し、高齢者の口腔ケアの意識を高めます。

目標とする指標

指 標	現状値 (令和2年度見込み)	目標値 (令和5年度)
介護予防普及啓発事業 ※健康教室等参加者数（認知症も含む）	5,000 人	人

(3) 介護予防の総合的な推進

取り組みの方向

- いきいき百歳体操などの自主的な介護予防に資する活動が広く実施される地域づくりを進めます。
- 介護予防に関する知識の普及啓発や支援を要する高齢者の把握など、地域における介護予防の取り組みの充実を図ります。

主な取り組み

No.	取り組み	内 容
1	「通いの場」の普及と活動の継続に向けた支援	●いきいき百歳体操教室のような地域住民が主体となった健康づくりや介護予防に取り組む「通いの場」を増やし、その活動の充実を図ります。 ●「通いの場」での住民リーダーを支援し、その活動を継続させていきます。
2	介護予防に関する知識の普及啓発	●「通いの場」や広報誌などを活用しながら、高齢者に向けて、介護予防に関する知識や情報を発信し、普及啓発を行います。
3	支援を要する高齢者の早期把握・早期支援	●支援を必要とする高齢者には定期的に訪問し、ニーズの把握を行います。また、民生委員・児童委員と連携を図り、必要な支援に早期につながるよう努めます。
4	介護予防に関する取り組みの充実	●地域でのリハビリテーション専門職の活動内容を充実させ、リハビリテーション専門職の地域活動を促進します。 ●介護予防につながる「いきいき百歳体操」への参加の呼びかけとともに、指導員となる「いきいき百歳体操インストラクター」を増やし、その資質の向上を図ります。

目標とする指標

指 標	現状値 (令和2年度見込み)	目標値 (令和5年度)
「通いの場」の開設数(延べ数)	125 か所	か所
「通いの場」の登録者数(延べ数)	2,075 人	人
「通いの場」に参加する高齢者の割合	%	%
リハビリテーション専門職の地域活動回数	13 回	回

※「通いの場」に参加する高齢者の割合は、今後の国の基本指針に基づく

基本目標３：生きがいを持って安心・安全に暮らせる環境づくり

（１）生きがいづくりの推進

取り組みの方向

- 高齢者の幅広い見識と豊かな人生経験が活かされる、多様で参加しやすい活動の場や機会の充実を図ります。

主な取り組み

No.	取り組み	内 容
1	生きがい活動に関する情報の充実	●関係部署や社会福祉協議会等と情報交換を行い、生きがい活動に関する情報を充実させます。
2	生涯学習の推進	●生涯教育担当課等関係部署との情報交換や事業調整を行い、高齢者の多様なニーズにあわせて、講座の内容を充実させます。
3	老人クラブ活動への支援	●老人クラブの組織基盤を強化するため、単位老人クラブや市老人クラブ連合会が取り組む社会奉仕活動、教養講座、健康推進事業、地域支え合い活動等の各種活動を支援します。 ●地域の公民館等を活用した高齢者の通いの場の運営主体としての活動を支援します。

（２）社会参加の促進

取り組みの方向

- 高齢者が地域と主体的に関わり、仲間づくりや健康づくりなど社会参加につながる幅広いコミュニティ活動について活性化を図ります。
- ボランティアや市民活動など、活動する場所の充実を図ります。

主な取り組み

No.	取り組み	内 容
1	地域活動の促進	●いきいき百歳体操や老人クラブ等の活動を通じて生きがいづくりと地域活動の促進を図ります。
2	世代間交流の促進	●地域の高齢者と子どもの交流は、子どもの育ち、高齢者の生きがいづくりにつながることから、老人クラブと子ども会とのふれあい交流活動等世代間交流の機会の確保、充実を図ります。
3	ボランティア活動の育成・支援	●ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携し、地域づくりや福祉活動に従事するボランティアや市民活動団体等の活動を支援します。

（３）就労支援の促進

取り組みの方向

- 充実した雇用の場の確保・就労のためのサポート体制により、高齢になっても働ける環境を整えます。

主な取り組み

No.	取り組み	内 容
1	雇用の促進	●シルバー人材センターの登録者数の増加に向けて広報・PRを充実します。
2	就労に関する機関等との連携	●就労に関する情報提供や相談を充実させるため、ハローワーク及びわくわ〜くステーションなどの専門機関と連携を図ります。

（４）安心・安全で暮らしやすい環境づくり

取り組みの方向

- 高齢者のニーズに応じた住宅の確保や施設へ円滑に入居・入所するための相談体制づくりをすすめます。
- ひとり暮らし等の高齢者の生活の困りごとを解決するための生活支援の体制づくりに取り組みます。

主な取り組み

No.	取り組み	内 容
1	高齢者の状況に応じた住宅の確保	●広報等を活用し、身体機能がやや低下した状態でも住みやすい住環境に関する知識の普及に努めます。 ●高齢者の生活の基盤となる「住まい」について、介護保険の施設・居住系サービスや、有料老人ホーム及びサービス付高齢者住宅などの民間サービスを活用しながら、多様な生活の場の確保に取り組みます。
2	外出機会の促進	●交通担当部門と連携を図りつつ、公共交通の利用啓発や、通いの場などの自主グループ活動の普及を図ります。 ●公共交通の利用が困難な高齢者等に対し、一定の条件のもと外出支援サービスを提供します。
3	日常生活に必要な物品の確保	●地域資源の情報を把握し、高齢者の日常生活に必要な物品（食材・日用品など）の購入における支援を行います。

基本目標 4：介護保険制度の適正・円滑な運営

(1) 在宅サービスの推進

①訪問介護

内容・今後の見込み

- ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の身体介護や洗濯等の生活支援を行うサービスです。
- 訪問介護は、自宅での生活を支える重要なサービスであり、今後の利用者は実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	回数(回/年)	69,263	68,220			
	人数(人/年)	3,423	3,384			

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

内容・今後の見込み

- 利用者の自宅を、入浴設備や簡易浴槽を積載した移動入浴車で訪問し、入浴介護を行うサービスです。
- 重度認定者の在宅生活を支える重要なサービスであり、訪問入浴介護の人数は実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。介護予防訪問入浴介護については、軽度認定者の利用ニーズが低いため、第8期での利用は見込みません。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴介護	回数(回/年)	1,013	1,140			
	人数(人/年)	259	276			
介護予防訪問入浴介護	回数(回/年)	0	0			
	人数(人/年)	0	0			

③訪問看護・介護予防訪問看護

内容・今後の見込み

- 訪問看護事業所の看護師などが要介護者等の利用者の自宅を訪問し、主治医と連携をとりながら、病状の観察、療養上の世話や診察の補助を行うサービスです。
- 医療ニーズの高い要介護認定者が増加していることから、訪問看護・介護予防訪問看護ともに、今後の利用者は増加の見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護	回数(回/年)	20,331	24,924			
	人数(人/年)	2,255	2,682			
介護予防訪問看護	回数(回/年)	4,808	6,336			
	人数(人/年)	611	786			

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

内容・今後の見込み

- 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が利用者の自宅を訪問し、日常生活の自立を支援するために、心身の機能維持、回復を目的としたリハビリテーションを行うサービスです。
- 年度によって利用実績にばらつきがありますが、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションともに、今後の利用者は実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問リハビリテーション	回数(回/年)	1,943	1,740			
	人数(人/年)	187	186			
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回/年)	9	168			
	人数(人/年)	13	36			

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

内容・今後の見込み

- 通院が困難な人の自宅に、医師や薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。
- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導ともに、今後の利用者は実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理指導	人数(人/年)	1,860	1,896			
介護予防居宅療養管理指導	人数(人/年)	164	216			

⑥通所介護

内容・今後の見込み

- 利用者がデイサービスセンターなどに通い、入浴や排せつ、食事の提供など日常生活上の支援や、生活行為向上のための機能訓練を行うサービスです。
- 通所介護は、在宅での生活を支える重要なサービスであり、今後の利用者は実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護	回数(回/年)	59,163	58,332			
	人数(人/年)	5,507	5,232			

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

内容・今後の見込み

- 利用者が介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを日帰りで受けられるサービスです。
- 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションともに、今後の利用者は実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
通所リハビリテーション	回数(回/年)	21,584	21,516			
	人数(人/年)	2,860	2,832			
介護予防通所リハビリテーション	人数(人/年)	1,223	1,308			

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

内容・今後の見込み

- 特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所して、入浴や排せつ、食事等の介護、そのほか、日常生活上の世話や機能訓練を受けられるサービスです。
- 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護ともに、今後の利用者は実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
短期入所生活介護	回数(回/年)	33,633	28,572			
	人数(人/年)	2,876	2,796			
介護予防短期入所生活介護	回数(回/年)	463	456			
	人数(人/年)	73	48			

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

内容・今後の見込み

- 療養が必要になり、家族が病気などで介護できなくなったときに、介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練を受けられるサービスです。
- 市内には、サービスを提供している介護老人保健施設が1施設あり、今後の利用者は実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。
- 短期入所療養介護（病院等）・介護予防短期入所療養介護（病院等）は、第7期計画期間中の実績がないことから、第8期計画についても利用を見込みません。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護（老健）	回数（回/年）	6,872	5,160			
	人数（人/年）	629	528			
介護予防短期入所療養介護（老健）	回数（回/年）	51	96			
	人数（人/年）	12	24			

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護（病院等）	回数（回/年）	0	0			
	人数（人/年）	0	0			
介護予防短期入所療養介護（病院等）	回数（回/年）	0	0			
	人数（人/年）	0	0			

⑩居宅介護支援・介護予防支援

内容・今後の見込み

- 利用者の状況に応じて居宅サービス計画の作成などを行い、計画に基づいた適切なサービスの利用ができるように支援するサービスです。
- 居宅介護支援・介護予防支援ともに、今後の利用者は実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	人数（人/年）	14,175	14,076			
介護予防支援	人数（人/年）	4,061	4,164			

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

内容・今後の見込み

- 在宅の要介護者等に、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具を除く）などの貸与を行うことにより、在宅における日常生活を支援するサービスです。
- 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与ともに、介護予防事業の充実に伴い利用者数は年々増加しており、今後も増加する見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	人数(人/年)	8,597	8,700			
介護予防福祉用具貸与	人数(人/年)	3,144	3,108			

⑫特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

内容・今後の見込み

- 入浴や排せつなどに使用する福祉用具（腰掛け便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分）について、対象購入費10万円（1年単位）を上限に、収入等に応じて定められた割合により介護保険から支給するサービスです。
- 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費ともに、今後の利用者は実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定福祉用具購入費	人数(人/年)	157	162			
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人/年)	44	30			

⑬住宅改修費・介護予防住宅改修費

内容・今後の見込み

- 手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修を行うことで、利用者が住み慣れた住宅で安心して生活することができます。対象経費 20 万円を上限に、収入等に応じて定められた割合により介護保険から支給するサービスです。
- 住宅改修費・介護予防住宅改修費ともに、今後の利用者は実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修費	人数(人/年)	112	75			
介護予防住宅改修費	人数(人/年)	52	45			

⑭小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

内容・今後の見込み

- 「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供するサービスです。現在、市内には1か所の事業所があります。
- 今後既存の事業の利用者については、実績見込みのほぼ横ばいで推移する見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模多機能型居宅介護	人数(人/年)	452	375			
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人/年)	55	60			

⑮認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

内容・今後の見込み

- 認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。令和元年度に2箇所から1か所になりましたが、令和2年度に1か所開設し、やや増加の見込みです。
- 認知症対応型通所介護は、認知症高齢者の増加に伴い利用者も増加する見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型通所介護	回数(回/年)	2,040	2,832			
	人数(人/年)	247	276			
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回/年)	0	0			
	人数(人/年)	0	0			

⑯地域密着型通所介護

内容・今後の見込み

- 制度改正により、平成28年度から通所介護のうち定員18人以下の小規模な事業所が、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけられました。
- 今後の利用者は実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型通所介護	回数(回/年)	39,052	36,804			
	人数(人/年)	3,812	4,071			

⑪定期巡回・随時対応型訪問介護看護

内容・今後の見込み

- 定期的な巡回訪問や、随時通報を受けることで、利用者の自宅を訪問し、日常生活上の世話や療養上の世話を24時間対応で受けることのできるサービスです。
- 平成29年度末に1事業所が開設されました。
- 今後の利用者は実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人/年)	105	57			

⑫夜間対応型訪問介護

内容・今後の見込み

- 夜間に定期的に巡回して行う訪問介護に加え、利用者の求めに応じ随時対応する訪問介護を組合せたものです。
- 現在、市内にはサービスを提供できる事業所はありません。今後も需要と事業者の参入意向等を注視していきます。

⑬看護小規模多機能型居宅介護

内容・今後の見込み

- 訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスで、医療ニーズや中重度の要介護者の地域生活を支え、退院後の在宅サービスへのスムーズな移行や、家族介護者などの負担軽減を図る上で有効なサービスです。
- 現在、市内にはサービスを提供できる事業所はありません。今後も需要と事業者の参入意向等を注視していきます。

（２）施設・居住系サービスの推進

①特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

内容・今後の見込み

- 指定を受けた有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護者等について、介護サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。
- 現在、市内に対象施設はなく利用者はすべて市外でのサービス利用となっており、今後の利用者は実績見込みとほぼ横ばいの見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
特定施設入居者生活介護	人数(人/年)	171	150			
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人/年)	16	33			

②認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

内容・今後の見込み

- 認知症の人が、少人数のグループで食事や入浴などの日常生活上の支援を受けながら生活する施設です。現在、市内には４施設８ユニット（定員合計 72 人）のグループホームがあります。
- 今後の利用者は実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
認知症対応型共同生活介護	人数(人/年)	847	840			
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人/年)	15	24			

③地域密着型特定施設入居者生活介護

内容・今後の見込み

- 定員が 30 人未満の小規模な介護専用型特定（入居施設）です。
- 現在、市内にはサービスを提供できる事業所がありません。今後も需要と事業者の参入意向等を注視していきます。

④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

内容・今後の見込み

- 定員が 30 人未満の小規模な特別養護老人ホーム（入所施設）です。
- 現在、市内にはサービスを提供できる事業所がなく、利用者はすべて市外でのサービス利用となっています。今後の利用者は実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人/年)	15	12			

⑤介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

内容・今後の見込み

- 定員が 30 人以上の特別養護老人ホーム（入所施設）です。寝たきりや認知症のために常時介護が必要で、自宅で介護を受けることが困難な人が入所し、食事や入浴、排せつなどの日常生活上の支援や介護を受けることのできる施設です。現在、市内には 6 施設 390 床の特別養護老人ホームがあります。
- 訪問診療と在宅介護サービスでの対応を推進し、第 8 期では新規整備は実施しないことから、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用者数は、実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人数(人/年)	4,950	5,118			

⑥介護老人保健施設

内容・今後の見込み

- 病状が安定期にある人などが、機能訓練によって在宅への復帰をめざす施設です。医師による医学的管理のもと、看護や介護、リハビリテーションのほか、食事、入浴などの日常生活サービスを受けることができます。現在、市内には1施設（90床）の介護老人保健施設があります。
- 介護老人保健施設の新規整備の予定がないことから、今後の利用者は実績見込みのほぼ横ばいの見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人保健施設	人数(人/年)	1,925	1,959			

⑦介護療養型医療施設

内容・今後の見込み

- 長期間にわたり療養が必要な要介護者が入院して、介護、機能訓練、そのほか、必要な医療を受けることができる医療施設です。
- 現在、市内に当該施設はなく、利用者はすべて市外でのサービス利用となっています。平成30年度に介護医療院の整備に伴い、介護療養型医療施設から転換により利用者が減少しています。
- 今後は、介護医療院への転換により利用者がやや減少する見込みです。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護療養型医療施設	人数(人/年)	65	15			

⑧介護医療院

内容・今後の見込み

- 介護療養病床からの転換先として新たに創設される施設で、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。
- 現在、全て市外の施設を利用しています。今後は、介護療養型施設からの転換により増加になると見込んでいます。

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護医療院	人数(人/年)	13	102			

⑨養護老人ホーム

内容・今後の取り組み

- 環境上の理由及び経済的な事情によって在宅で生活することが困難なおおむね 65 歳以上の高齢者を対象に入所措置を行う施設です。この施設では、入所者が自立した日常生活を送れるよう必要な指導及び援助を行い、要介護状態になった場合には、施設において介護保険の居宅サービスが適用されます。
- 現在、市内には1施設（定員 50 人）あり、令和2年7月現在 38 名が入所しています。今後も利用希望者の心身の状況や生活に応じ、必要な入所措置を行います。

⑩軽費老人ホーム（ケアハウス）

内容・今後の取り組み

- 60 歳以上で、身のまわりのことは自分でできるものの、身体機能が低下しており在宅で生活することが困難な人が、低額な料金で入居できる施設です。要介護状態になった場合には、施設において介護保険の居宅サービスが利用できます。
- 現在、市内には1施設（定員 30 人）あり、施設に関する問い合わせに対しては窓口や電話で個別に対応しています。今後も利用希望者に必要な情報提供を行います。

⑪有料老人ホーム

内容・今後の取り組み

- 高齢者が入居し、食事や日常生活の援助が受けられる老人ホームで、老人福祉施設（特別養護老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホームなど）でないものと定義されます。施設は、介護保険制度対象外ですが、介護付き有料老人ホームの場合は、介護保険の特定施設入居者生活介護の適用を受けるものと、介護保険の居宅サービスの適用を受けるものに分かります。
- 現在、市内に当該施設はありませんが、西播磨圏域にはあることから、今後も利用希望者に必要な情報提供を行います。

⑫サービス付き高齢者向け住宅

内容・今後の取り組み

- 見守り、生活相談などのサービスを受けられるバリアフリー化された賃貸住宅です。施設は介護保険制度対象外ですが、施設のなかで実施される介護サービスは介護保険の特定施設入居者生活介護の適用を受けるものと、介護保険の居宅サービスの適用を受けるものに分かります。
- 現在、市内には2施設（定員30人）あり、施設に関する問い合わせに対しては窓口や電話で個別に対応しています。
- サービス付き高齢者向け住宅入居者のサービス担当者会議等に積極的に参加し、介護サービス等の提供状況の把握に努めます。

（３）着実なリハビリテーションサービス提供体制の構築

※訪問リハビリテーションや通所リハビリテーション、介護老人保健施設、介護医療院を対象にした指標の設定（8月末に国より詳細資料提示の予定）

（４）その他介護保険サービスを利用しやすくするための方策

①食費と居住費の軽減

内容・今後の取り組み

- 介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）に入所またはショートステイ利用の際、世帯全員が市民税非課税など一定の要件を満たす人に対して、申請により食費・居住費（滞在費）を収入に応じて定められた割合で介護保険から給付することにより軽減します。
- 対象者への確実な制度適用のため、周知、案内に取り組みます。

②高額介護（予防）サービス費の支給

内容・今後の取り組み

- 要介護者などが、1か月に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計）が上限額を超えた場合には、申請により超えた額が支給されます。
- 対象者への確実な制度適用のため、周知、案内に取り組みます。

③高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

内容・今後の取り組み

- 高額介護サービス費等支給後の利用者負担額と医療保険の高額療養費支給後の一部負担金等の世帯合算額が、上限額を超えた場合に支給されます。
- 対象者への確実な制度適用のため、周知、案内に取り組みます。

④社会福祉法人等による低所得者の負担軽減

内容・今後の取り組み

- 社会福祉法人の提供する介護サービスを利用する際、収入、預貯金、扶養などの一定の要件を満たす人は、申請により利用料及び食費・居住費（滞在費）を一定割合で軽減します。また、社会福祉法人には軽減額が一定割合を超えた分について、公費から一部補助します。
- 対象者への確実な制度適用のため、周知、案内に取り組みます。

⑤特定福祉用具購入費と住宅改修費の受領委任払い制度の実施

内容・今後の取り組み

- 特定福祉用具購入費及び住宅改修費は、利用者が事業者へ費用を全額支払った後、申請により対象金額のうち負担割合に応じて保険者から利用者へ給付することが原則ですが、「受領委任払い制度」は給付となる金額分を保険者から事業者へ直接支払う制度のため、一旦は全額を支払うという一時的な利用者負担の軽減ができます。
- 事業者に対して当該制度登録についての周知、案内に取り組み、利用者へのスムーズなサービス提供に努めます。

（５）介護給付適正化事業の推進（市町村給付費適正化計画）

①要介護認定の適正化

内容・今後の取り組み

- 要支援・要介護の認定調査は介護保険法の定めにより、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行う必要があります。サービスを必要とする被保険者を認定するために、適正な認知調査、認定審査会における適正な審査判定をしていく必要があります。
- 法令に従い適正に実施されるように、引き続き介護認定調査員及び介護認定審査会委員を対象とした研修を実施します。

目標とする指標

指 標	現状値 (令和2年度見込み)	目標値 (令和5年度)
認定調査員・介護認定審査会委員の研修の開催	1回	回
認定調査票・主治医意見書の点検数	全件	全件

②ケアマネジメントの適正化（ケアプラン点検）

内容・今後の取り組み

- ケアプラン点検は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成したケアプランが利用者の自立支援に資するものであるか、不適切なサービスが含まれていないかを確認し、サービス利用者に対し、適切な介護サービスを確保するものです。
- 平成30年度より居宅介護支援事業所の指定権限が市に移り、事業所への実地指導においてケアプラン点検を実施しているほか、宍粟市ケアマネジメント基本方針を策定し、周知を図っています。
- ケアプラン点検の実施件数の増加をめざすとともに、利用者の状態に適合していないサービス提供については、サービス担当者会議や研修会等において介護支援専門員を随時支援・指導します。

目標とする指標

指 標	現状値 (令和2年度見込み)	目標値 (令和5年度)
ケアプラン点検を実施したプラン数	10件	件
ケアマネジメントの適正化に関する研修・情報提供	1回	1回以上

③住宅改修等の点検

内容・今後の取り組み

- 利用者の状態に適合した住宅改修となるように、事前の改修理由の確認や、竣工後に申請どおりの適正な改修が行われているかを確認します。
- 今後も改修理由、改修状況の確認や、ケースによっては介護支援専門員や施工業者等に対し利用者の状態や環境について聴取を行い、サービスの適正化を図ります。

目標とする指標

指 標	現状値 (令和2年度見込み)	目標値 (令和5年度)
住宅改修申請書の内容確認の件数	全件数	全件数

④指導・監査

内容・今後の取り組み

- サービス事業者に対し、定期的に指導・監査を実施することで、必要な助言、または指導、あるいは是正の措置を講じ、指定基準の遵守及び給付の適正化を図ります。
- 指定基準違反と認められる場合、またはその疑いがあると認められる場合においては改善指示等を行うことにより、介護保険制度への信頼維持及び利用者の保護に努めます。
- 職員の実地指導技術の向上とその取り組みを継続できる体制の確立を図り、安定的な実施サイクルを構築し、一層の給付費適正化、市内介護サービス資源の適切な利用への寄与をめざします。

⑤縦覧点検・医療情報との突合

内容・今後の取り組み

- 国民健康保険団体連合会から提供される介護給付費縦覧点検及び医療給付情報との突合情報を確認し、同じ内容で医療保険と介護保険が利用されていないか、同じサービスが二重になっていないかなどの点検を行い、過誤請求・不正請求の発見や防止を行います。
- 縦覧点検及び医療情報との突合結果については、必要に応じて適宜対象事業所へ確認を行い、必要であれば過誤申立を行うよう指導します。

⑥介護給付費通知

内容・今後の取り組み

- 「介護給付費通知書」は、介護サービス事業者からの請求に基づき、介護サービスの利用状況を知らせ、サービス利用者自身が利用したサービス内容や回数等に間違いがないか確認するための通知です。年度内に2回、6ヶ月分の給付実績についての通知を送付しています。
- 今後も、通知内容をよりわかりやすいものに工夫し、実際に受けているサービスと請求に乖離がないか利用者自身に確認してもらい、給付費の適正化につなげます。

目標とする指標

指 標	現状値 (令和2年度見込み)	目標値 (令和5年度)
介護給付費等通知回数	年2回	年2回

(6) 介護人材確保の推進

内容・今後の取り組み

- 介護を必要とする高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービスの質・量ともに確保するためには、優れた人材の育成を図ることが重要です。介護サービスは人が人を支えるサービスであり、サービスの質の向上のためには介護職員の資質の向上が不可欠となります。また、質の高いサービスを安定的に提供するためには、介護職員等がやりがいをもって従事できる職場環境の整備やキャリアアップの取り組みなどが重要です。
- 平成30年度に介護人材確保に向けての情報交換会、令和元年度に外国人介護職員雇用実態調査、令和2年度に介護人材実態調査を行いました。
- 介護サービス事業所と求職者の双方に対して支援を行うプラットフォームを開設し、マッチングを行うことで介護人材の確保を図ります。
- 介護支援専門員実務研修受講試験対策講座を開催し、受講者の学習支援を行うことで合格者の増加を図ります。

目標とする指標

指 標	現状値 (令和2年度見込み)	目標値 (令和5年度)
人材の確保・育成に関する調査または検討会の開催	年1回	年 回

（７）介護サービスの情報公開

内容・今後の取り組み

- 平成 18 年度から、「介護サービス情報の公表」制度として、利用者がサービス事業者を選択する際に必要な情報を開示することが、すべての介護サービス事業者に義務付けられています。平成 24 年度には、制度の見直しが行われ、「見やすさ」「使いやすさ」「わかりやすさ」の観点から全国の介護サービス事業所が検索できる「介護サービス情報公開システム」が稼働しました。また、平成 27 年度の制度改正で、地域包括支援センターの事業内容及び運営状況に関する情報の公表と、生活支援等の内容に関する情報の公表の項目が新たに加わりました。
- 「介護サービス情報公開システム」を活用し、地域包括支援センターや生活支援サービス等の情報を公開します。
- 事業所の特徴やサービスの質など、利用者がサービスを選択する際の目安となる情報が得られるように、事業者福祉サービス第三者評価制度の受審を奨励していきます。

（８）共生型サービスの検討

内容・今後の取り組み

- 国が示す地域共生型社会の実現に向けた取り組みとして、介護サービスと障害福祉サービスを同一事業所で受けることができる共生型サービスが創設されています。
- 国における指定基準等の情報や共生型サービスへの事業所参入の意向を把握し、障害福祉サービスとの連携を図りながらサービス提供体制に関する協議を進めます。

第5章 介護保険サービス事業費の見込みと介護保険料

※介護保険サービスの給付費の見込み、介護保険料について記載します。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進管理

本計画は、高齢社会が進むなか、介護や支援を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちの実現をめざします。そのためには、市民・地域・行政・介護保険サービス事業者・医療機関等が一体となって本計画を推進する必要があります。

そこで、本市の関係各課が中心となり、高齢者の健康・介護予防、生きがいづくり、住まいの整備など高齢者をサポートする幅広い取り組みを計画的・総合的に進めます。

また、主な取り組みの方向性の状況や数値目標の達成状況について評価を行い、その後施策・事業に反映できるよう、PDCAサイクル（計画の作成－計画の実施－点検・評価－改善）による効果的な進行管理を行います。

2 庁内における連携体制

本計画に係る事業は、保健事業、介護保険サービス、介護予防、高齢者福祉サービス等の保健福祉関連分野だけでなく、まちづくりや交通政策、生涯学習等多岐にわたる施策が関連します。

このため、関係各課が連携し、一体となった取り組みを進めることで、計画の円滑な推進を図ります。

3 地域住民・関係機関・団体やサービス事業者、県等との連携

社会福祉協議会や医師会、民生委員・児童委員、老人クラブ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、様々な団体及び兵庫県との協働体制及び連携の強化に取り組み、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりの推進を図ります。

4 計画の周知・啓発

本計画について、広報誌やリーフレット、市のホームページなど多様な媒体や各種事業を通して広報活動を行い、市民やサービス事業所等への周知・啓発を図ります。